入札説明書

令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務

（総合評価落札方式）

令和８年１０月
文化庁国語課

入札説明書

文化庁の委託契約に係る入札公告（令和８年１０月３０日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

Ⅰ　入札及び契約に関する事項

１　契約担当官等

（１）　支出負担行為担当官　文化庁次長　小林　万里子
（２）　所属部局名　　文化庁
（３）　所在地　　〒６０２－８９５９　京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

２　委託内容

（１）　事業の名称等　　令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務
（２）　事業内容等　　別冊仕様書による。
（３）　履行期間　　契約締結日から令和９年３月２３日（火）
（４）　履行場所　　支出負担行為担当官が指定する場所
（５）　入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙１を参照）

② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
　また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）　入札保証金及び契約保証金　　免除

３　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（３）公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
（４）本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）。

（５）本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

（６）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和８年度に「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101

４　入札書等の提出場所等

（１）入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
文化庁国語課指導・普及係
ＴＥＬ　０３－５２５３－４１１１　内線　２８３９
E-mail：kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

（２）　入札説明会の日時及び場所

日　　時：令和８年１１月４日（水）　１５：００～
場　　所：オンライン（Zoom）にて実施
参加方法：入札説明会に参加を希望する場合は令和８年１１月４日（水）１３：００までに下記申込フォームにて申し込みすること。
・申込ﾌｫｰﾑ：　https://forms.cloud.microsoft/r/c0vAV6nvLZ
・件　　名：令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務
・記載内容：参加者氏名、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）

（３）　入札書等の受領期限

令和８年１１月２０日（金）　１５：００まで
上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

（４）　入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊仕様書、総合評価基準及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

①　競争加入者等は、別紙　１「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

②　競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別冊の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「１２月８日開札　令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※（１）に記載の部署名を漏れなく記載すること。
※（３）の受領期限必着とするため留意すること
※郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

（ア）入札件名

（イ）入札金額
（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

③　メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。

④　競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑤　競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙２の誓約書を提出しなければならない。ただし、国立大学法人又は独立行政法人は提出を要しない。

（５）　入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①　入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの

②　入札件名及び入札金額のないもの

③　競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの

④　代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤　入札件名に重大な誤りのあるもの

⑥　入札金額の記載が不明確なもの

⑦　入札金額の記載を訂正したもの

⑧　入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨　この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの

⑩　この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪　入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑫　その他入札に関する条件に違反した入札書

⑬　上記（４）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない）

（６）　入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（７）　代理人による入札

①　代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②　競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を

兼ねることができない。

（８）　開札の日時及び場所

令和８年１２月８日（火）　１５：３０～　旧文部省庁舎５階　入札室

（９）　開札

① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の（７）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。

⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

（ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

５　その他

（１）　契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）　競争加入者等に要求される事項

① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

③ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（３）　競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙１～３および様式１～５により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総

合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
④　一旦受領した書類は返却しない。
⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
⑥　競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

（４）　落札者の決定方法　　総合評価落札方式とする。
①　前記４の（４）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記３の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。
なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
②　落札者となるべき者が２人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
③　落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（５）　契約書の作成
①　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
③　前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
④　国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

（６）　支払い条件　別冊契約書（案）のとおりとする。

（７）　本件業務の検査等
①　落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
②　検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める

（８）　経費計上及び経費処理の留意事項
本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「文化庁委託業務の事務処理について」（https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoindex.asp）によるものとする。

別紙１～３　競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
別　冊　　仕様書
別　冊　　総合評価基準、審査要領
別　冊　　委託要項
別　冊　　契約書（案）
様式１～５　　技術提案書様式

別冊

令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務仕様書

１．事業名

外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務

２．目的

現在、文化審議会国語分科会において、外来語の表記に関する検討が行われている。また、「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」（令和５年３月）においては、次なる検討課題として「語彙に関する施策の在り方の検討」が取り上げられている。

「外来語の表記」（平成３年内閣告示第２号）は、その実施から 35 年以上が経過しており、この間、一般の社会生活における外来語の語彙の使用状況には様々な変化が見られる。また、使用者の意識についても従前からの変容があると予想される。それらをよく把握した上で、今後、どのような手当てが必要となるかを検討する必要がある。

国語分科会においては、検討に資するため、一般の社会生活における外来語の使用状況に関する現状を把握し実態を整理することが求められている。特に、現在の学校教科書における外来語語彙の使用状況、さらに、社会生活における外来語の表記のされ方と、それらをどのように発音しているかとの関係について、これまで調査が実施されておらず、学術的にも、十分な研究が行われていないことが指摘されている。

令和８年度においては、これらの課題に資するため、学校教科書における外来語（片仮名語）調査と、日本語を母語とする人々に対する外来語の表記と発音に関する意識調査を実施し、その成果を文化審議会国語分科会での審議に活用する。

３．成果物

※　電子データの媒体はＤＶＤ－ＲＯＭとする。

- 調査報告書（縦・Ａ４判・横書き）の電子データ（ワードファイル）
- 調査報告書で使用した数表・図表等についての編集可能な元データ（エクセルファイル又はパワーポイントファイル）
- インターネット調査の集計表　１部
- 面接調査の記録　１部

その他、以下のものを文化庁に納入する。

- インターネット調査のローデータ（エクセルファイル）
- 面接調査の録音データ（MP3 形式）又は録画データ（MP4 形式）
- 面接調査の記録票と、そのデータ（ワード又はエクセルファイル）

４．調査（委託契約）期間

契約日　～　令和９年３月２３日（火）

５．納入期限

令和９年３月２３日(火)

６．納入場所

〒100-8959　東京都千代田区霞が関３－２－２　文化庁国語課

７．業務内容

教科書における外来語語彙の調査及びインタビュー形式により外来語の発音に関する半構造化面接意識調査を実施する。ついては、下記①～⑧の作業を行う。

なお、業務全体のスケジュール案を速やかに作成し、文化庁に提出すること。

【教科書調査】

①　教科書に出現する片仮名語彙の抽出

高等学校で使用される学校教科用図書のうち文化庁の指定する100冊程度について、その索引から片仮名語を全て抽出する。

なお、片仮名語とは、外来語であるか否かに関わらず、片仮名で表記された語及びその語を含む複合語である。

②　抽出語の整理及び分析

抽出語の一覧をエクセルファイルで作成し、文化庁に納入する。その際、各語について、出版者、書名、教科書番号、発行年月を付記する。また、抽出された片仮名語について、原語を同じくするものを集め、表記を確認するとともに、表記に揺れがあれば具体的に指摘する。

【面接調査】

③　面接調査の問い及び記録票の作成

文化庁が作成した面接調査における質問項目について、専門的観点からの助言、提案を行う。

文化庁と協議、検討した上で決定した設問について、調査方法を考慮し、適切なフォーマットにより記録票を作成し、記録票及びそれらを文字起こししたデータを文化庁に納入する。

なお、記録票には、調査対象者を特定できるような個人情報（氏名、住所等）は直接記載しないようにし、個人情報は受注者が適切に管理する。

予定する設問の内容は次のとおり

- 外来語の語彙に関する意識
- 具体的な語における外来語の発音と表記に関する意識
- 外来語の意味、用法に関する理解と意識
- 分かりやすい表記、分かりにくい表記　　等

④　面接調査対象の決定

一人ずつに対するインタビュー形式で調査を行う。対象は日本語を母語とする16歳以上の人とし、対象者数は50名以上とする。その際、男女比、年代比、居住地域、職業等について、国内の人口構成比を参考にするとともに、具体的な対象者の選任に当たっては、文化庁と十分に協議する。

⑤　面接調査（反構造化面接調査）の実施

上記④で選定した被験者に対して面接調査（オンライン面接も可とする。）を実施する。面接に当たっては、被験者の話しやすさに配慮すること。また、③であらかじめ用意した問いのほか、必要に応じて関係する事項について更なる聴き取りを行い、被験者の発言を記録票にまとめる。なお、被験者の選任の段階から、面接内

容を録音又は録画することについて了承を得ておくこと。
　また、語レベルの発音に関する意識を調査するに当たっては、文字表記が発音に影響しないよう、実物や写真・イラスト等を指示して、その名称や内容を口述してもらうことが必要となる点に留意すること。
　調査の成果を高めるため、調査に有効な回答をした協力者に対する適切な謝礼を実施することとし、費用を計上する。
⑥　面接調査結果の処理と分析
　回収した記録票に基づき、全体、属性別の傾向や特筆すべき点などをまとめるほか、必要な集計を行う。結果の処理に当たっては、必要な分析手法を提案し、文化庁と協議の上、面接結果の質的な分析を実施する。
⑦　面接記録の納入
　⑥で実施した調査結果の処理と分析をまとめた面接調査の記録をはじめ、調査における記録票及び録音又は録画を収めた媒体を文化庁に納入する。

【全体】
⑧　調査報告書の作成
　上記調査結果データ等を基に、調査報告書（Ａ４判・縦・横書き）をワードファイルで作成し、納入する。調査報告書の作成に当たっては、文言、図表、書式等について文化庁と十分協議の上、作成を行うこととし、文化庁の求めに応じて随時必要な追加、修正を行う。
　調査報告書では、図表を適切に用いるとともに、どのような調査を行ったか、どのような分析を行ったか、どのような結果となったか、どのようなことが結果から読み取れるかについて、専門知識を持たない第三者にも趣旨が伝わるよう、分かりやすい文章で表現すること。また、聴取した音声を文字化する際には、その発音ができるだけ正確に分かるようにするため、例えば IPA(国際音声記号)やローマ字を用いる等の工夫をすること。
　図表等を除いて、編集可能な形で文化庁に納入する。図表等についても、編集可能な元データをワードファイル、エクセルファイル又はパワーポイントファイル等で納入する。

８．調査方法
　入札に当たっては、上記７に示した調査内容及び業務内容に基づき、有効な調査方法を具体的に提案すること。特に、面接調査については、上記を満たす対象者の選定をはじめ、対象者１名当たりの調査時間など、調査の実現方法を、できる限り詳細に示すこと。

９．事業規模
　事業規模は８，７００千円(税込)を上限とする。

１０．応札者に求める要求要件
（１）要求要件の概要
①　本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(２)要求要件の詳細」に示すとおりである。
②　要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
③　「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示

しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④　必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤　これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務に係る総合評価基準に基づくものとする。

（２）　要求要件の詳細

１　調査の妥当性、独創性

1-1　調査内容の妥当性、独創性

＊1-1-1　仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔調査を円滑かつ確実に実施するため、若しくは事業成果を高めるための提案、又は仕様書に示した内容以外の提案がされていれば望ましい。〕

1-2　調査方法の妥当性、独創性

＊1-2-1　仕様書に示された調査内容について、その全体の傾向を把握するための調査方法及び分析手法が妥当であること。〔調査方法及び分析手法に事業成果を高めるための工夫がされていれば望ましい。〕

＊1-2-2　調査項目・調査手法が明確であること。

1-3　作業計画の妥当性、効率性

＊1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等について、事業成果、又は事業の実効性・効率性を高めるための提案がされていれば望ましい。〕

２　組織の経験・能力

2-1　組織の類似調査業務の経験

2-1-1　類似の面接調査を同等以上の規模で過去に実施した実績があれば望ましい。

2-2　組織の調査実施能力

＊2-2-1　事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

＊2-2-3　事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3　調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1　円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば望ましい。

３　業務従事予定者の経験・能力

3-1　業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1　類似の面接調査を過去に実施した実績があれば望ましい。

3-2　業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

＊3-2-1　調査内容に関する知識・知見を有していること。

４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1　以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

５　賃上げを実施する企業に関する指標

5-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※１）

5-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１１．検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかも委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし調査研究の受託可否を検討すること。

また、契約書に定める期日までに成果物の納入が必要となる。

１２．守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者

の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

１３．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１４．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※　中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。
なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

１５．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

受託者は、本業務の実施に当たり、原則として受託者が自ら実施することとし、その全部を一括して又は主要な部分を再委託してはならない。なお、その一部についての再委託を行う場合には、予め書面にて、再委託の相手方、業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴取その他運営管理の方法について記載し、文化庁の承認を得ること。また、再委託者の行為について、受託者が責任を負うものとする 。

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、

再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１６．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１７．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

１８．その他

・　本調査は、「外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務要項」に基づき、実施する。

・　調査報告書については、文化庁のインターネットサイトへの掲載を前提に、著作権の処理等を行って作成するとともに、その記述に関し、即時説明できる体制を整えること。

・　本委託事業の実施に当たって発生した著作物及び成果物については、原則として文化庁に帰属するものとし、それらの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、文化庁に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。本委託事業の実施に当たっては、著作権の保護や成果物等の取扱いに十分に配慮すること。

令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査
総合評価基準

本資料は、文化庁が実施する標記事業の入札の評価に関する基準について規定したものである。

１　入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

２　技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙１の評価項目及び得点配分基準並びに別紙２の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（２）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

３　得点配分

区　分	価格点	技術点	合計
配　点	５０	１００	１５０

４　総合評価の方法

（１）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に２の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

①　予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

②　入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（２）上記数値の最も高い者が２人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙１

令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務に係る評価項目及び得点配分基準

＊：必須の項目　●：価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	１　調査の妥当性、独創性　〔５０点〕	**２５**	**２５**
	1-1　業務内容の理解度及び実施方針	１０	１０
●	＊ 1-1-1　仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔調査を円滑かつ確実に実施するため、若しくは事業成果を高めるための提案、又は仕様書に示した内容以外の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	１０	１０
	1-2　調査方法の妥当性、独創性	１０	１０
●	＊ 1-2-1　仕様書に示された調査内容について、その全体の傾向を把握するための調査方法及び分析手法が妥当であること。〔調査方法及び分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕 ＊ 1-2-2　調査項目・調査手法が明確であること。	５ ５	１０
	1-3　作業計画の妥当性・効率性	５	５
●	＊ 1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等について、事業成果、又は事業の実効性・効率性を高めるための提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕	５	５
	２　組織の経験・能力〔２４点〕	**１２**	**１２**
	2-1　組織の類似調査業務の経験	―	４
	2-1-1　類似の面接調査を同等以上の規模で過去に実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。	―	４
	2-2　組織の調査実施能力	１２	４
	＊ 2-2-1　事業を遂行するために必要な人員が確保されていること。 2-2-2　文幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば、その内容に応じて加点する。 ＊ 2-2-3　事業を実施する上で適切な財務基盤及び経理能力を有していること。	６ ― ６	４
	2-3　調査業務に当たってのバックアップ体制	―	４
	2-3-1　円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	―	４
	３　業務従事予定者の経験・能力〔１８点〕	**８**	**１０**
	3-1　業務従事予定者の類似調査業務の経験	―	５
	3-1-1　類似の面接調査を過去に実施した実績があればその内容に応じて加点する。	―	５
	3-2　業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	８	５
	＊ 3-2-1　調査内容に関する知識・知見を有していること。〔特に優れた専門的知見・能力を有していればその内容に応じて加点する。〕	８	５
	４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標　〔５点〕	**―**	**５**
	4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組		

	4-1-1　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る） ○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る） ○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※　内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		５
	５　賃上げを実施する企業に関する指標　〔３点〕	**－**	**３**
	5-1　賃上げの表明		
	以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする） 5-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては４点減点する。		３
	合　　計　〔１００点〕	**４５**	**５５**

別紙２

令和８年度　外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務に係る
加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
１　業務の実施方針			
①　業務内容の理解度及び実施方針			
ⅰ）調査を円滑かつ確実に実施するため、若しくは事業成果を高めるための提案、又は仕様書に示した内容以外の提案がされていればその内容に応じて加点する。。	１０	６	２
②　調査方法の妥当性、独創性			
ⅰ）調査方法及び分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。。	１０	６	２
③　作業計画の妥当性、効率性			
ⅰ）作業の日程・手順等について、事業成果、又は事業の実効性・効率性を高めるための工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。	５	３	１
２　組織の経験・能力			
①　組織の類似調査業務の経験			
ⅰ）類似の面接調査を同等以上の規模で過去に実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。	４	２	１
②　組織の調査実施能力			
ⅱ）幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば、その内容に応じて加点する。	４	２	１
③　業務に当たってのバックアップ体制			
ⅲ）円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組まれていればその内容に応じて加点する。	４	２	１
３　業務従事予定者の経験・能力			
①　業務従事予定者の類似調査業務の経験			
ⅰ）類似の面接調査を過去に実施した実績があればその内容に応じて加点する。	５	３	１
②　業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性			
ⅱ）特に優れた専門的知見・能力を有していればその内容に応じて加点する。	５	３	１
４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
①　ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階３ ・プラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	２ ３ ４ ５ １		
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定 （くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業）等			
・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令	２		

第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定） ・トライくるみん認定①（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１４６号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	２
・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１ 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））	３
・トライくるみん認定②（令和７年４月１日 日以降の基準）（令和６年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	３
・くるみん認定③（令和４年４月１日～令和７年３月３１日まで基準）（令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②認定を除く。））	３
・くるみん認定④（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正令による新施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基による認定）	４
・プラチナくるみん認定	５
・行動計画（令和７年４月１日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	１
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）に基づく認定	
・ユースエール認定	４
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法については、相当する各認定等に準じて加点する。	
５　賃上げを実施する企業に関する指標	5-ⅰと 5-ⅱのいずれかを加点するものとする。
ⅰ）入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	３
ⅱ）入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基	３

づく減点措置期間中の者に対しては４点減点する。	

審 査 要 領

令和８年度外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務に係る実施事業者公募・選定等業務における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第１　審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第２　審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

① 競争参加者の技術提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
③ 審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
④ 審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去５年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他技術提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。

２　前項の１号から６号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、７号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。

３　審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

４　審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第３　審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

２　文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

委　託　契　約　書

支出負担行為担当官文化庁次長　小林　万里子（以下「甲」という。）と≪受託者≫（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第１条　甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（１）委託業務名　令和８年度外来語の語彙に関する教科書調査及び外来語の発音に関する意識調査業務

（２）委託業務の内容及び経費　（別添）業務計画書のとおり。ただし、第９条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

（３）委託期間　契約日から令和９年３月２３日

（委託業務の実施）

第２条　乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託実施要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

第３条　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、

円（うち消費税額及び地方消費税額　　円・消費税率10%）

を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、算出した額である。

３　乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により免除する。

（危険負担）

第５条　委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第６条　乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第７条　乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
２　乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
３　甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
４　第２項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第２項に規定する甲の承認があったものとする。
５　乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第２項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
６　乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
７　乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

（再々委託の履行体制の把握）
第８条　乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
３　乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（業務の変更）
第９条　乙は、第３３条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。
　ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の２０％未満の場合はこの限りではない。
２　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）

第１０条　乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
２　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）
第１１条　乙は、委託業務が完了又は前条第１項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から３０日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）
第１２条　甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

（額の確定）
第１３条　甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
２ 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第３条第１項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）
第１４条　第１２条の検査又は前条第１項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託経費の支払）
第１５条　甲は、第１３条第１項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。
２　委託経費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振り込むものとする。
３　甲は、第１項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
４　甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、会計法第２２条及び予算決算及び会計令第５８条第３号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第１項の規定にかかわらず、委託経費の一部又は全部を概算払することができる。

（過払金の返還）
第１６条　乙は、前条第４項によって既に支払を受けた委託経費が、第１３条第１項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従っ

て返還するものとする。
２　乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第１１条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として払わなければならない。

（成果報告）
第１７条　乙は、第１２条の規定に基づく報告書の提出までに成果物がある場合には、印刷物１部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう）で作られる記録をいう。）を委託業務成果物として、甲に提出するものとする。

（コンテンツに係る知的財産権）
第１８条　この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項に規定するものをいう。

（知的財産権の範囲）
第１９条　この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう
（１）特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
（２）著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
（３）事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成５年法律第４７号）上保護される利益に係る権利
２　この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報ついては案出をいう。

３　この契約書において、「知的財産権の実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第７の２号、第９の５号、第１１号にいう翻案、第１５号、第１６号、第１７号、第１８号及び第１９号に定める行為並びに特定情報の使用および開示をいう。

（知的財産権の帰属）

第２０条　甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（コンテンツ）で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（１）乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第２２条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

（２）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

（３）乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

（４）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　甲は、乙が前項で規定する確認書（コンテンツ）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

３　乙は、第１項の確認書（コンテンツ）を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（国等による無償の実施）

第２１条　甲又は甲が指定する第三者は、前条第１項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

第２２条　乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から６０日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、及び商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

３　乙は、第１項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には設定の登録等の日から６０日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

４　乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から６０日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

５　乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときはコンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第２３条　乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

２　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第２０条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

３　乙は、第１項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第２４条　乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第２０条、第２１条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

２　乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第２０条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

３　乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第２５条　乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）
第２６条　甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）
第２７条　第２０条第２項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。
（１）特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
（２）回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
２　甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備等）
第２８条　乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）
第２９条　乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（個人情報の取扱い）
第３０条　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもっ

て取り扱う義務を負うものとする。
2　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
（１）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
（２）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
3　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4　甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
5　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
6　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
7　第１項及び第２項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
8　乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
9　乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）
第３１条　乙は、委託業務によって得た成果（第２０条第１項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第３２条　甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）

第３３条　甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（不正行為等に対する措置）

第３４条　甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

２　甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（利息）

第３５条　甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

２　前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ年利３％の割合により計算した額とする。

（談合等不正行為に係る違約金等）

第３６条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

（２）　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（３）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

（２）　前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）　前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　乙は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　乙はこの契約に関して、第１項又は第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第３７条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第３８条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第３９条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）
第４０条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第４１条　甲は、第３７条、第３８条及び前条第２項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第３７条、第３８条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
４　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）
第４２条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（代表者変更等の届出）
第４３条　乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（書類の保管等）
第４４条　乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から５年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

（秘密の保持等）
第４５条　乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
２　乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（疑義の解決）
第４６条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

（甲）京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町８５番４
支出負担行為担当官
文化庁次長　　小林　万里子

（乙）住所
名称
代表者職名、氏名